

一橋大学基金大学院生海外留学奨学金 令和5年度(2023年度)募集要項

一橋大学では、海外の大学や研究機関における研究活動等に主体的に取り組む機会を提供することを通じて、国際的に活躍する研究者や質の高いグローバル人材を育成するため、一橋大学基金の支援により大学院生を対象とした海外留学奨学金制度を設けています。

令和5年度(2023年度)奨学生を下記のとおり募集しますので、奨学金支援を希望する大学院生は、熟読の上応募してください。

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応について】

新型コロナウイルス感染症は現在も世界的な広がりを見せており、引き続き警戒が必要な状況が続いている。このため、令和5年度の留学についても、派遣先大学ごとに実施の可否を判断することとします。

実施可否判断の基準については、派遣先大学の学期開始時期の原則2か月程度前の時点において、派遣先国の所在地域における「感染症危険情報」のレベルにより、以下に示す条件をすべて満たした場合、渡航を可能とします。

[「感染症危険情報」がレベル1の場合]

- (1) 派遣先の国・地域の「危険情報」の「危険レベル」がレベル1以下であること
- (2) 派遣先国・地域における入国制限の措置が解除されていること
- (3) 派遣先大学が留学生の受入を許可しており、対面授業が実施されていること
- (4) 原則として、新型コロナワクチン接種が完了していること。また、派遣先国・地域や派遣先大学がワクチン接種に関するルールを求めている場合はそのルールに従うこと
- (5) 本学が実施する渡航前オリエンテーション（異文化適応・危機管理）に参加した上で、学生及び家族等が渡航先の国・地域における感染症のリスクを理解し、学生及び家族等の判断と責任で渡航すること
- (6) 本学が指定する海外危機管理サービスに加入すること

[「感染症危険情報」がレベル2または3の場合]

- (1) 派遣先の国・地域の「危険情報」の「危険レベル」がレベル1以下であること
- (2) 派遣先国・地域における入国制限の措置が解除されていること
- (3) 派遣先大学が留学生の受入を許可しており、対面授業が実施されていること
- (4) 新型コロナワクチン接種が完了していること。また、派遣先国・地域や派遣先大学がワクチン接種に関するルールを求めている場合はそのルールに従うこと

- (5)本学が実施する渡航前オリエンテーション（異文化適応・危機管理）に参加した上で、学生及び家族等が渡航先の国・地域における「感染症危険情報」がレベル1以下ではないことのリスクを理解し、学生及び家族等の判断と責任で渡航すること
- (6)本学が指定する海外危機管理サービスに加入すること

[「感染症危険情報」がレベル4の場合]

渡航を不可とする。

※ワクチン接種を行うことで、発症予防効果や重症予防効果等が確認されていますが、その効果は経時的に低下していくため、ワクチンの効果が有効な期間での渡航を推奨します。

なお、この実施可否判断の基準については、国内外の感染状況及び防疫措置により見直しを行うことがあります。上記に従い留学中止となった場合には、派遣留学内定を取り消しますが、次期以降の募集への応募を可能とします。

記

1. 応募資格

応募時点において、次のすべての条件を満たす者

- ① 一橋大学大学院正規課程（修士課程、博士後期課程または専門職学位課程）に在学し、奨学金支給期間を通じて本学大学院に在籍する見込みの者（ただし、奨学金支給期間中、国費外国人留学生、公益財団法人日本台湾交流協会奨学金留学生または交換留学生である者は、本制度に応募することができない）
- ② 標準修業年限内（修士課程及び専門職学位課程においては2年、博士後期課程においては3年）により在学する者
- ③ 派遣先機関において単位取得または専門の研究をする目的が明確な者
- ④ 奨学金支給期間終了後、本学において学位を取得する予定の者
- ⑤ 過去に一橋大学基金大学院生海外留学奨学金を受給したことがない者

（注1）応募時点において修士課程2年次に在学し、令和5年度（2023年度）に本学博士後期課程進学予定の者及び応募時点において本学学部4年時に在学し、令和5年度（2023年度）に「学部・大学院5年一貫教育システム」により大学院修士課程に進学予定の者も応募資格を有する。ただし、応募時点で入学試験の合否が未定の場合、合格発表後速やかに合格証明書を提出することとし、不合格の場合奨学金は支給しない。

（注2）応募時点において休学中の者は応募資格を有さない。なお、奨学金支給期間中は休学する

ことも可能であるが、派遣先機関で取得した授業科目の単位をもって本学で修得した単位として認定を希望する者または一橋大学海外派遣留学制度により交換留学を行う者は休学することはできない。

2. 募集人数

若干名

3. 支給内容

別表1に定める派遣先地域・都市に応じた滞在費（月額）を派遣期間に応じて支給する。これに加え、研究活動費(学会参加費、授業料、調査旅費、資料購入費等)として、200,000円を支給する。

(注1) 奨学生受給者が留学期間中の月の初めから終わりまで1か月以上に渡り派遣先国・地域を離れる場合には、研究をより進展させることを目的とした資料収集等による出国を除き、当該月の滞在費は支給しない。

(注2) 派遣期間の変更等で奨学生の返納が必要となる場合は、本学の指示に従うこと。

(注3) 派遣先国・地域での滞在方法等により滞在費の減額を行うことがある（実家に滞在する場合等）。

(注4) 換金性の高い物品（パソコン及び周辺機器、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画・録音機器、電子辞書、金券類等）は、研究活動費の使途対象外とする。

4. 奨学生支給期間

支 給 期 間：6ヶ月以上12ヶ月以内

支給開始時期：令和5年(2023年)9月1日から令和6年(2024年)3月31日までの間に、派遣先機関において在学身分を取得した月より支給期間を開始するものとする。ただし、語学研修期間等は、支給期間に含めない。

5. 提出書類

①申請書	・様式1を用いて、必要事項を漏れなく明記すること。
②研究計画書	・様式2を用いて、以下の項目について具体的かつ簡潔に記載すること。 (1) 研究目的 (2) 留学先大学等で予定している研究計画・方法 (3) 研究業績 (4) 研究活動費の使途
③推薦書	・様式3を用いること。
④成績証明書	・学部の成績証明書（和文以外の場合には、原本とともに和訳も提出すること）

	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院の成績証明書（和文）（令和3年度夏学期の成績を含むもの）
⑤語学能力を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年（2021年）4月以降に受験した英語の語学能力証明書（TOEFL iBT または IELTS に限る）。 ・ただし、派遣先機関での主たる使用言語が英語以外である者は、上記の英語の語学能力証明書に加えて、当該使用言語の語学能力証明書を任意に提出することができる。
⑥個人情報収集同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式4を用いること。

※ 必要に応じて追加書類の提出が求められることがある。

（注）成績証明書は、学部、大学院両方を提出すること。本学以外に在籍していた場合も同様とする。
 （博士後期課程2年生の場合、学部、修士課程、博士後期課程の成績証明書3点を提出すること）

6. 応募期間・書類提出先

応募期間：令和5年（2023年）1月6日（金）～1月13日（金）午後3時まで（締切厳守）

書類提出先：学務部教務課教務第五係

（注）書類不備の場合は、受理しない。

7. 選考方法・選考結果の発表

一橋大学派遣・受入留学生選考専門委員会が、提出書類に基づき第1次選考（書類審査）を行い、第1次選考の合格者に最終選考（面接審査）を行う。

・第1次選考（書類審査）の結果発表：令和5年（2023年）2月上旬（予定）

・最終選考（面接審査）：令和5年（2023年）2月10日（金）（予定）

・選考結果の発表：令和5年（2023年）2月下旬（予定）

※派遣先機関が発行する入学許可書または受入承諾書の提出をもって奨学金の支給が決定する。

8. 注意事項

① 派遣留学期間中の事故及び疾病等は自らの責任とし、費用は自己負担となる。なお、派遣留学生は、下記の条件のうち、「治療・救援費用」及び「賠償責任」について、基準以上の海外旅行傷害保険に必ず加入しなければならない。（「傷害死亡」「傷害後遺障害」「疾病死亡」については、あくまでも参考基準とする）

項目	補償基準
治療・救援費用	1億円以上
賠償責任	1億円以上
傷害死亡	3,000万円
傷害後遺障害	3,000万円
疾病死亡	1,000万円

必須基準

参考基準

- ② 派遣先国・地域における日常的なリスク及び予期せぬ事態に対応するために、本学が指定する危機管理サービスに加入すること。また、本学が実施する「危機管理オリエンテーション」に必ず参加すること。
 - ③ 派遣先国・地域で緊急事態が発生した場合等に、在外公館からの連絡や保護を受けられるよう、現地到着後、最寄りの在外公館に「在留届」を提出すること。
 - ④ 派遣先機関等との受入交渉、旅券や査証の申請、航空券手配、そして予防接種など派遣に係るすべての手続きを自己の責任で行うこと。査証の取得に日数を要した等の理由により、令和5年度中（令和6年(2024年)3月31日まで）の派遣開始が不可能となった場合は、奨学金の支給を取り消す。
 - ⑤ 他団体等からの奨学金について、滞在費の月額（一括払いの奨学金の場合は滞在費相当額を月数で割った月額換算額）が本奨学金の滞在費の月額を上回る場合、本奨学金の滞在費は支給しない。ただし、日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）奨学金については、本奨学金の滞在費との併給不可。また、研究活動費について、他団体等からの奨学金と支援内容が重複する場合は、本奨学金の減額を行う場合がある。
 - ⑥ 奨学金支給期間終了時に以下の書類を提出すること。
 - (1)派遣先大学が発行する成績証明書または在籍証明書
 - (2)海外留学中の実績報告書
- 提出先　：学務部教務課教務第五係
提出期限：奨学金支給期間終了より1ヶ月以内

9. 問い合わせ先

学務部教務課教務第五係
電話：042-580-8763
E-mail：edu-gs.g@ad.hit-u.ac.jp